

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年5月19日（令和3年（行個）諮問第72号）

答申日：令和4年1月27日（令和3年度（行個）答申第126号）

事件名：特定年度に本人が行った行政文書開示請求に係る申請書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2019年度に私が行った行政文書開示請求にかかる申請書全部」に記載された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「令和元年度に開示請求人が行った行政文書開示請求に関する申請書全部」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月2日付け名観企第57号により名古屋保護観察所長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）を完全遂行することを求む。

#### 2 審査請求の理由

行政文書開示請求書の写しの開示決定を求めたところ、開示決定を受け、文書の写しをもらったが、裏面がない。裏面のある文書もいくつかある筈であり、それらについては裏面の写しも交付すべきだ。

請求書というものは、裏紙を使用した場合には、その裏紙も含めて、一体として請求書なのである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯及び審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、法12条1項の規定に基づき処分庁に対し、本件請求保有個人情報の開示を請求する旨の保有個人情報開示請求書（令和3年2月1日付け（同日受領））を提出した。

(2) 処分庁は、その対象となる情報として、審査請求人が行った行政文書開示請求書18通を特定し、令和3年3月2日付け名観企第57号により開示決定（原処分）を行った。

(3) 審査請求人は、令和3年3月15日、処分庁において本件対象保有個人情報の開示を受けた。

- (4) 審査請求人は、令和3年3月15日付けで、法務大臣（諮問庁）宛てに審査請求書を提出したものである。
- (5) 審査請求人は、審査請求書（上記第2を指す。）において、「開示決定を受け、写しをもらったが、裏面がない。裏面のある文書もいくつかあるはずであり、それらについては裏面の写しも交付すべきだ。請求書というものは、裏紙を使用した場合には、その裏紙を含めて、一体として請求書なのである。」として、開示を求めるものである。

## 2 原処分の相当性について

処分庁が開示した本件対象保有個人情報である行政文書開示請求書18通のうち、4通につき裏面があった。審査請求人は、これらの4通の行政文書開示請求書の裏面の開示を求めていると思料される。

しかしながら、これら4通の裏面には、いずれも審査請求人が行った行政文書開示請求とは一切関係のない記載があり、審査請求人が本件行政文書開示請求と無関係な内容が記載された紙面を再利用して、本件行政文書開示請求書を作成したことが明らかである。すなわち、

- (1) 「特定年月Aにセクハラで減給2か月の懲戒処分を受けた名古屋保護観察所元特定役職の性犯罪の前科前歴の有無とその内容を示す文書」の開示を請求する旨の行政文書開示請求書（特定年月日A付け）の裏面には、当該行政文書開示請求書と関わりのない行政文書不開示決定通知書が記載されており、
- (2) 「特定年月Bに特定の保護観察官が1か月程休職するに至った理由及び当該保護観察官の性犯罪の前科前歴の有無とその内容」の開示を請求する旨の行政文書開示請求書（特定年月日B付け）の裏面には、特定の個人に関する真偽不明の誹謗中傷が記載されており、
- (3) 「税金を使って特定資格取得のための専門学校に保護観察官を通わせているが、なぜ特定学校が選定されたのか、その過程が分かる文書全部」の開示を請求する旨の行政文書開示請求書（特定年月日C付け）の裏面には、当該行政文書開示請求書と関わりのない行政文書不開示決定通知書が記載されており、
- (4) 「特定の保護司が司法書士の肩書きを用いて依頼者から詐取した事実の有無及びその詳細」の開示を請求する旨の行政文書開示請求書（特定年月日D付け）の裏面には、当該行政文書開示請求書と関わりのない特定の保護観察官に研修の受講命令を発した文書が記載されており、
- いずれも審査請求人が行った行政文書開示請求書と一切関係のない記載であることが明らかである。

したがって、本件開示請求書の裏面は、審査請求人が述べるような行政文書開示請求書と一体としてみなすことは、およそできないことが明らかである。

### 3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の原処分は相当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審議
- ④ 令和4年1月21日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、裏面の写しも交付すべきであるなどと主張し、原処分を完全遂行することを求めており、本件対象保有個人情報の特定を争うものと解されるどころ、諮問庁は、原処分は相当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、具体的には、別紙の1ないし18に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書18」という。）であり、これらは、令和元年度（2019年度）に審査請求人が処分庁宛てに行った行政文書開示請求に関する申請書（行政文書開示請求書）の全部である。

イ 本件文書のうち、文書1ないし文書5、文書7ないし文書13、文書15及び文書18（計14件）の裏面は白紙であったが、文書6、文書14、文書16及び文書17（計4件）の裏面には記載があるものの、それらの記載は、いずれも当該行政文書開示請求書に引用されているわけではなく、当該行政文書開示請求とは関係のない記載である。

ウ したがって、上記イの各裏面は、当該各開示請求書と一体としてみなすことはできない。

(2) 諮問庁から文書1ないし文書18の写しの提示を受け、当審査会にお

いて、諮問書に添付された開示実施を行った本件対象保有個人情報記録された本件文書（写し）とを照らし合わせて確認したところによれば、おおむね上記第3の2及び上記（1）ア及びイの諮問庁の説明に符合すると認められる。

- (3) これを検討するに、文書6、文書14、文書16及び文書17の各行政文書開示請求書（表面）に当該各開示請求書の裏面の記載内容についての言及がないことに加え、当該各開示請求書の裏面の記載内容は当該各開示請求と関連性があるとまでは認められないこと等に鑑みると、当該各開示請求書の裏面は、当該各開示請求書と一体としてみなすことはできない旨の上記第3の2及び上記（1）ウの諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

そうすると、本件においては、当該各開示請求書の裏面に記録された情報は、本件請求保有個人情報に該当するものとは認められない。

また、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められない。

- (4) したがって、名古屋保護観察所において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、名古屋保護観察所において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙（本件文書を具体的に特定した文書）

- 1 特定年月日 E 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 A）
- 2 特定年月日 E 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 B）
- 3 特定年月日 F 付け行政文書開示請求書
- 4 特定年月日 G 付け行政文書開示請求書
- 5 特定年月日 H 付け行政文書開示請求書
- 6 特定年月日 A 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 C）
- 7 特定年月日 A 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 D）
- 8 特定年月日 I 付け行政文書開示請求書
- 9 特定年月日 J 付け行政文書開示請求書
- 10 特定年月日 K 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 E）
- 11 特定年月日 K 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 F）
- 12 特定年月日 K 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 G）
- 13 特定年月日 K 付け行政文書開示請求書（特定受付番号 H）
- 14 特定年月日 B 付け行政文書開示請求書
- 15 特定年月日 L 付け行政文書開示請求書
- 16 特定年月日 C 付け行政文書開示請求書
- 17 特定年月日 D 付け行政文書開示請求書
- 18 特定年月日 M 付け行政文書開示請求書